

「下水道法施行令の一部を改正する政令」（平成18年政令第354号）について

1. 改正の内容

平成15年11月、水生生物保全の観点から、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に規定する生活環境の保全に関する項目として「全亜鉛」が追加され、環境基準が設定されました。これを受け、「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」（平成18年11月10日環境省令第33号）により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第5項に規定する特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量についての排水基準が 5 mg/l から 2 mg/l に強化され、平成18年12月11日から施行されます。

亜鉛は、下水道の終末処理場において処理することが困難な物質（以下「処理困難物質」という。）であるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場から下水道に排除される下水に対する処理困難物質に係る水質規制の基準を定めた下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4に規定する亜鉛含有量についての排水基準についても「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」により見直しが行われた排水基準と同一の 2 mg/l に改正しました。

2. 経過措置について

(1) 「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」附則第2条により、金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。）、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。）から排出される排出水に含まれる亜鉛含有量についての排水基準については、施行の日から5年間は、 5 mg/l の暫定排水基準を適用することとされています。

したがって、下水道法施行令第9条の4第5項の規定により、当該特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる亜鉛含有量についての基準は、下水道法施行令第9条の4第1項の基準より緩やかな当該暫定基準が適用されることになります。

(2) また、同附則第3条により、既に水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設（工事中のものを含む。）を設置している特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量についての排水基準は、施行の日から6月間は、なお従前の例によることとされています。

したがって、当該特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる亜鉛含有量についての基準も、下水道法施行令第9条の4第5項の規定により、施行の日から6月間は改正後の下水道法施行令第9条の4第1項の基準より緩やかな従前の排水基準を定める省令の基準が適用されることになります。